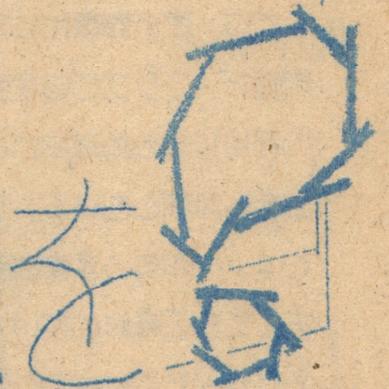


クラス・学科を学文から排除し、分裂を固定 化する20-2学文私物化 策動を

断固糾弾し、今こそクラスから

統一学生文会



専断は主学の統一した運動を
要請している。クラス学文の
声は高まっている。

動を、ひとつの大きな流れと高めていくと、不
可分のものとして要請されている。

学生女団=20学生文会の方針
主義、統一破壊を批判する。

政府自民党の教育反動攻撃は、日教組幹部工量不当逮捕と頂
点として益々露骨さをきわめていく中にある。戦う日教組労
働者は5月23日、「471 強制捜査断固拒絶！ 教職職制
化法案物破！」を掲げ、早朝1時間ストライキで立ち上るつと
めている。また、桜山差別裁判第75回公判には、部落解放
同盟を中心として「石川青写真は冤罪だ！ 高裁は学主罪判決
を出せ」のローパーのもと、三千人の文豪が東京日比谷に
結集せんとしている。

若くは学生女団のこの向の動きは、21学生文会やN
AC諸君による、提起されたとして、20学文を出し
学生文会実行部にも現れ、クラスからの工業財
産に言いつつ、統一した運動への努力を一切放
棄することで、工業運動に混乱と分裂をもち込み
た態勢、自派のセクト主義的利益にのみ任ずる
という無責任ぶりをまわしている。また、その方針に
きたら、桜山闘争をたたくせ、中心現=工管法と喧
えは事足りると、ここでも排他主義をむき出し居
直っている。学生女団諸君、たいてい言葉のみでクラ
ス運動だの、統一だのとキャバるのをやめ、直に我
我学生の利益を考えるなら、さあ「行動」で統一の
政策をまかせよ。

5月23日をめぐるこのような情報は、我々学生に対して
「新工管法制定策動物破！ 桜山差別裁判反対！」を掲げ、日教
組、部落解放同盟の固い主流であることを要請している。それ
で、それは、すでに市立の各クラス、学科での工業財
産を現われている。I学部では、I自治会を先頭に、TIB
クラスの「臨時指置法即時廃棄、新工管法制定策動物破」の注
議、TID、TI各クラスでの討論、連帯した活動が進められ
ている。HIIAでの注議、I学部ではLICを中心とした2回
生自治会討論、専門での教育学科をはじめとしたI学部専門連帯
会議の活動の強化、経済学部では、EIIAを中心としたクラス
討論とともに、小野ゼミをはじめとするゼミ連絡会議から「工
管法に與る経済学部自治会討論会」が20日に提起されている。
今や、主学での統一した運動は、クラス、学科での工業財

NAC、主学斗、阻止女団の、工業運動
放棄、学生文会私物化策動を許
さず、統一学生文会を實現しよう。

21学生文会の提起者諸君は、「桜山公判自派勝利、
工管法攻撃物破」というローパーの下、一応は主
学の統一した形で学文の成功を呼びかけ、16日、18日
19日と学生文会実行部を産衆的に開催してきた。

民権同アール

「民主主義」に拘らざるセクト主義の所産である。『工部自治会』には、学生を發言させない、桜山実行委は学生実行委に参加させない、あげくは、「クラス、各学科からの運動に対しては、その組織化に向う努力することなく、責任を不明確だ。クラスでは全学の運動の指導はできない」という理由にならぬ理由でもって議長団、監督、議案書の提出をも排除していき、という暴挙に出た。このことは、一昨今の学費闘争の中で、クラス、自治組織と学生立会を工衆的に押し、彼ら自身もそれに参加せざるをえなかったことと全く矛盾している。それは、まさに党派の論理であり、あるを、工衆運動を押し進め、広範な学友を、その共通の利益の擁護のために、運動に結集させていこうとするものの論理ではない、単なる工衆蔑視の思いあがりである。

当然のことながら、18日の実行委員会の決議においてこの間、クラスから「工管法、桜山」の旨いを準備してきた学友から批判は発出した。①学生協議長団、監督にクラスからの参加を認めないということの判断の標準は何なのか。②するする意見の違い、クラス、学科での意志統一の到達段階の違いがあるのに、たゞひとつの、彼らの手になる統一議案書しか認めないのはどう言うことか?! という当然の疑問が向けられ、彼らのセクト主義が、白日の下に曝された。

意見の違いを論理によつてではなく、「暴力的手段を辞さない」形でしか解決しえないことの本質は何ぞや?!

それは、彼らも、学生立会の要求を正しく反映していないこと、学生立会を正しく組織し、動員し、導いていく能力のないことの表現である。それは、「工管法」「桜山」の旨いを、工衆の利益とは無縁な「党派闘争」にあてこめることではない。

19日の学生立会実行委の経過はそのことを如実に語っている。彼らは、そこにおいて、18日の実行委で提起された諸問題に答える前に、20学生立会の評価を踏み糞にして、20学生立会の批判を、統一を叫びかける、という形ではなくて「意見の違い以上、その批判を付

議長団、監督の両面に関しては、彼らから2名、工自治会から1名(工自治会結集した場合は)に限定し、クラス学友の参加を最後まで拒んだ。そして、責任ある団体・民衆団体、議案書に関して修正提案するならば認めるが、それ以外の議案書を出すことをあくまで拒否し、学生立会も、またき党派闘争に解消してしまつて至っている。

彼らの本質的な誤りは、クラス、学科、自治組織の運動の意義を認めない、むしろ、これを蔑視すること、自分たちだけが固執しているんだ、という自己満足に陥り、学生の利益そのものを損壊してしまつてあるいは、広範な学友を工衆に運動の中に結集する絶好の機会(学生立会はその最高の形態である)をも破壊していることである。

民主主義学生同盟は、セクト主義、分裂主義を断固として拒否する。

我々は、16日、18日、19日と統一学生立会の実現に向けて努力してきた。とりわけ現在「新工管法制定運動」警衆指力の注入を求めている政府自民党に対して、自分学生の側の統一は不可欠である。今こそ、クラス学友の工衆的な声を集中し、全学の統一した学生立会の実現へと立ちあがる。